

条例の構成

- 第1章 総則**
 - 目的(第1条) ● 条例の位置づけ(第2条)
 - 用語の定義(第3条)
- 第2章 まちづくりの基本原則**
 - まちづくりの基本的な考え方(第4条)
 - まちづくりの基本原則(第5条)
- 第3章 市民の権利および役割**
 - 市民の権利(第6条) ● 市民の役割(第7条)
- 第4章 市長の責務(第8条)**
- 第5章 議会の責務(第9条)**
- 第6章 情報の共有**
 - 情報共有(第10条) ● 情報公開(第11条)
 - 個人情報の保護(第12条)
- 第7章 参加と連携協力**
 - 参加(第13条) ● 連携協力(第14条)
- 第8章 健全な市政(第15条)**
- 第9章 広域連携(第16条)**
- 第10章 条例の見直し(第17条)**

条例の位置づけ(第2条)

市民、市および議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

この条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであることから、「まちづくりの基本」となる条例です。このような位置づけを踏まえ、市民、市および議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重することとします。

市および議会は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想およびそれを実現するための基本計画その他の計画の策定および変更並びにほかの条例、規則などの制定および改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

この条例は、浦安市が定める条例の1つであり、ほかの条例との間に上下関係はありませんが、「まちづくりの基本」となるものであるため、既存の条例や新たに制定される条例などを有機的に結び付けているものです。

そのため、市および議会は、総合計画やそのほかの計画の策定や変更、ほかの条例、規則などの制定や改正、廃止にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

市民の権利と役割、市長の責務、議会の責務

まちづくりを担う主体は、市民、市、議会などです。この条例では、これらまちづくりを担う主体の権利や役割・責務を定めています。

市民の権利(第6条)

市民は、まちづくりに関して、「まちづくりに関する情報を知る権利」と、「参加する権利」を有します。

市民の役割(第7条)

市民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加するよう努めるものとします。また、まちづくりへの参加にあたっては、互いの立場と考えを尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないとします。

市長の責務(第8条)

市長は、浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その育成に努めなければならないとします。

議会の責務(第9条)

議会は、直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならないとします。



まちづくりの基本的な考え方(第4条)

まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。

市民は、まちづくりを担う主体であり、さまざまなまちづくりへの思いを持っている当事者であることから、まちづくりにあたっては、市民の意思を基に考えていくことを示しています。

この考え方は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す「基本構想」で掲げている「まちは人の意思によって創られる」という考え方を踏まえたものです。

市民は、まちづくりを進めるにあたり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで実践します。

市民の意思に基づいてまちづくりを進めていくため、市民は、自分ではできないことは自分で、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。

市および議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民との協議および同意を経ることを原則として、市民の信頼に基づいて、その取り組みを補完し、支援します。

市と議会は、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など、さまざまな市民が行うまちづくりを尊重した上で、市民で解決できないことについては、十分に協議をし、同意を経ることを原則として、その取り組みを補完し、支援します。

まちづくりの基本原則(第5条)

「まちづくりの基本的な考え方」を踏まえて、まちづくりの進め方を示す3つの基本原則を定めています。

情報共有の原則

市民、市および議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。

参加と連携協力の原則

市民、市および議会は、市民の参加により、連携協力してまちづくりを進めます。

健全な市政の原則

市および議会は、二代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行います。

まちづくりの仕組み

「まちづくりの基本原則」を具現化するまちづくりの仕組みを定めています。

● 情報共有(第10条)

市および議会は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めます。市民は、まちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集および相互の共有に努めます。

● 情報公開(第11条)

市および議会は、市民のまちづくりに関する情報を知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりに参加を促進するため、公文書の管理および開示を適正に行います。

● 個人情報の保護(第12条)

市および議会は、個人情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供および管理を適正に行います。

● 参加(第13条)

市および議会は、まちづくりに関して、市民の参加する権利を保障するとともに、参加を促進し、支援します。

● 連携協力(第14条)

市民は、互いの自発性および自主性を尊重しつつ、必要に応じて相互に補完しながら、連携協力してまちづくりを進めるよう努めます。

市民、市および議会は、適切な役割分担の下、果たすべき役割と責務を自覚し、それぞれの特性を生かしながら、連携協力してまちづくりを進めます。

● 健全な市政(第15条)

市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

議会は、行政運営の透明性の向上および市民の意思の反映のため、議会の権限を最大限に行使して議会活動を行います。